

新型コロナウイルス（パナマ各地における外出禁止措置等の変更：その２）

令和３年６月２５日
在パナマ日本国大使館

２５日、保健省は政令第７９０号を発し、パナマ各地において夜間外出禁止時間の変更等の措置を実施することを発表しました。その概要は以下のとおりです。

１ コロン県（コロン市）（６月２７日より実施）

（１）夜間外出禁止時間（月～土）：午後１０時～午前４時

（２）日曜日の完全外出禁止

※コロン市以外の地域は、現行の夜間外出禁止措置（毎日：午前０時～午前４時）を継続。

２ エレーラ県

（１）日曜日の完全外出禁止（チトレ市）（６月２７日より実施）

（２）夜間外出禁止

（ア）サンタ・マリア市、ラス・ミナス市、オク市、ロス・パソ市以外：午後１０時～午前４時（継続）

（イ）オク市、ロス・パソ市：毎日午前０時～午前４時（継続）

（ウ）サンタ・マリア市、ラス・ミナス市：毎日午前０時～午前４時（６月２７日より実施）

３ ロス・サントス県

（１）日曜日の完全外出禁止（ラス・タブラス市、マカラカス市、ロス・サントス市）（６月２７日より実施）

（２）夜間外出禁止

（ア）ポクリ市、ペダシ市：毎日午前０時～午前４時（継続）

（イ）上記以外の地域：毎日午後１０時～午前４時（継続）

４ チリキ県

（１）日曜日の完全外出禁止措置解除（６月２８日より実施）

（２）夜間外出禁止

（ア）トーレ市、サン・ロレンソ市：毎日午前０時～午前４時（継続）

（イ）レメディオ市、レナシミアント市、グアラカ市、サン・フェリックス市：毎日午前０時～午前４時（６月２８日から）

5 ベラグアス県

(1) 日曜日の完全外出禁止

(ア) サン・フランシスコ市：解除（6月28日より実施）

(イ) ラス・パルマス市：解除（継続）

(ウ) その他の市：継続

(2) 夜間外出禁止

(ア) ラス・パルマス市：毎日午前0時～午前4時（継続）

(イ) カニャサス市、モンティホ市、カロブレ市、サンタフェ市、マリアト市、リオ・デ・ヘスス市、サン・フランシスコ市：毎日午前0時～午前4時（6月28日より実施）

以上